

議案第 39 号

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 26 年 6 月 2 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、児童遊園を新たに中之郷諏訪地区に設置するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第102号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

北名古屋市中之郷諏訪児童遊園	北名古屋市中之郷諏訪53番地2
----------------	-----------------

附 則

この条例は、平成26年9月1日から施行する。

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第102号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

北名古屋市中之郷諏訪児童遊園	北名古屋市中之郷諏訪53番地2
----------------	-----------------

附 則

この条例は、平成26年9月1日から施行する。